

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	障害者支援施設の設置及び変更の許可		
根拠条例等の名称・根拠条項	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項から第6項、及び第63条第2項及び第3項 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第83条第4項、及び第84条 ・吹田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（令和元年吹田市条例第35号）第5条、第6条及び第10条 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号） ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号） 		
所管部室課名	福祉部福祉指導監査室		
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第62条第4項及び第63条第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第83条第4項、及び上記の吹田市条例等の規定による。 		
標準処理期間等	<p>【申請期間】 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者（以下「申請者」という。）が、障害者支援施設を設置しようとする場合（社会福祉法第63条第2項の規定により設置した障害者支援施設の変更をしようとする場合を含む。以下同じ。）は、障害者支援施設の設置をしようとする月の前々月の20日から前月の10日までを申請期間とし、毎月1日付けの許可を行うものとする。</p> <p>【標準処理期間】 上記の申請期間中に、申請者から許可の申請の受付を行い、許可を行う月の前月の末日までに審査を行い、翌月1日付けの許可を行うものとする。</p>		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	福祉部福祉指導監査室	申請者が許可を受けようとする月の前月の末日まで
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		

備考	<ol style="list-style-type: none">1 標準処理期間の算定の起算日は、申請の文書が提出先に到達した日の翌日からとする。2 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日は、含まない。3 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等は、含まない。
最近改正年月日	令和2年4月1日（制定）